

令和2年 第2回(定例)高鍋町議会会議録(第3日)

令和2年6月9日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和2年6月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の相手	備考
5	12番 春成 勇	1. 新型コロナウイルス感染症対策について ①新型コロナウイルス発生以来、高鍋町ではどのような対策を行ってきたのか伺う。 ②高鍋町での今後の新型コロナに対しての取り組み方について伺う。 ③自然災害が起きたとき、新型コロナと避難所の対応について伺う。	町長 教育長	
		2. 家畜伝染病について ①2010年に口蹄疫が発生して今年で10年になるが、防疫対策について伺う。	町長	
		3. 道路舗装及び排水路について ①樋渡(1)線の道路改良と排水路について伺う。 ②道路舗装の基準や道路の凹凸の補修について伺う。 ③青果市場の南側の排水路について伺う。	町長	
6	1番 田中 義基	1. わかば保育園の今後について ①町内唯一の公立として存在するわかば保育園は、今後どのように運営されていくのか。 ②施設改修の方針と進捗状況は。	町長	

日程第2 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)[高鍋町税条例等の一部改正について]

日程第3 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)[高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について]

日程第4 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(専決第11号)[高鍋町税条例の一部改正について]

日程第5 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]

日程第6 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)[支払督促

- の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第7 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第8 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第9 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第10 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第11 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第12 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第13 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（専決第14号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第14 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（専決第15号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第15 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（専決第16号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第16 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（専決第18号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第17 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）[令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）]
- 日程第18 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第12号）[令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）]
- 日程第19 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第17号）[令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）]

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）[高鍋町税条例等の一部改正について]
- 日程第3 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）[高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について]
- 日程第4 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（専決第11号）[高鍋町税条例の一部改正について]
- 日程第5 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）[支払督促

- の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第6 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第7 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第8 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第9 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第10 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第11 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第12 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第13 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（専決第14号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第14 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（専決第15号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第15 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（専決第16号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第16 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（専決第18号）[支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について]
- 日程第17 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）[令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）]
- 日程第18 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（専決第12号）[令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）]
- 日程第19 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（専決第17号）[令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）]

出席議員（14名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田中 義基君 | 2番 永友 良和君 |
| 3番 八代 輝幸君 | 5番 松岡 信博君 |
| 6番 後藤 正弘君 | 7番 黒木 博行君 |
| 8番 黒木 正建君 | 10番 古川 誠君 |
| 11番 中村 末子君 | 12番 春成 勇君 |

13番 日高 正則君

14番 杉尾 浩一君

15番 緒方 直樹君

16番 青木 善明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 稲井 義人君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	島埜内 遵君
教育長	川上 浩君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			野中 康弘君
財政経営課長	徳永 恵子君	建設管理課長	長友 和也君
農業政策課長	渡部 忠士君	農業委員会事務局長	飯干 雄司君
地域政策課長	日高 茂利君		
会計管理者兼会計課長			杉 英樹君
町民生活課長	鳥井 和昭君	健康保険課長	川野 和成君
福祉課長	中里 祐二君	税務課長	宮越 信義君
上下水道課長	吉田 聖彦君	教育総務課長	横山 英二君
社会教育課長	山下 美穂君		

午前10時00分開議

○議長（青木 善明） おはようございます。只今から、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 日程第1、一般質問を行います。

8日に引き続き、順番に発言を許します。

まず、12番、春成勇議員の質問を許します。

○12番（春成 勇君） 12番。皆さん、おはようございます。通告に従いまして、3項目について一般質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、世界の感染者数は682万人余り、死者は39万人余りになって292万人が回復しております。

日本において、令和2年1月15日に感染者が確認されて以降、6月6日まで46都道

府県で1万7,141人の感染者、退院者は1万5,139人、916人の死亡者が確認され、PCR検査は51万602件になっております。

宮崎県では、3月4日から4月11日までに17名の感染者が確認されましたが、全ての入院患者が5月29日に退院し、PCR検査は6月9日現在で1,414件になっております。

4月7日に、7都道府県に対して緊急事態宣言が発表され、4月16日には、全都道府県全てに対しての緊急事態宣言が拡大されたところであります。この間、町民全ての方々や、学校や事業所、各種団体等においては行動自粛や要請等によって、あらゆる新型コロナウイルス感染症対策を実施してきました。しかしながら、新型コロナウイルス感染が絶滅したわけではなく、第2波、第3波の感染拡大も警戒しなければなりません。場合によっては今後、高鍋町内でも感染の確認が発生するかもしれません。

そこで、高鍋町での今後の新型コロナウイルス感染に対する取り組み方について伺います。

以上、登壇としての質問とし、通告の1、新型コロナウイルス感染症対策について、①新型コロナウイルスの発生以来、高鍋町ではどのような対策を行ってきたのか。②自然災害が起きたとき、新型コロナと避難所の対応について、通告の2、家畜伝染病について、通告の3、道路舗装及び排水路については、発言者席にて質問いたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。おはようございます。お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、5月25日に全ての都道府県で緊急事態宣言が解除されましたが、これからも感染症蔓延防止のため、手洗いや手指消毒、マスクによるせきエチケットの徹底、人との距離の確保等、三密を避けるなど基本的感染対策を含めた新しい生活様式の実践等、正確な情報の発信に引き続き努めてまいりたいと考えております。

また、感染者が確認された場合においては、感染した方や濃厚接触者、医療機関関係者などに対する誤った情報や、不確かな情報に基づく不当な差別や中傷等の人権侵害があってはならないと考えますので、正しい情報に基づき、人権意識を持って冷静に行動していただきたいと考えております。

なお、事業者向けの支援につきましては、これまでに新型コロナウイルス感染症緊急経済対策支援事業、新型コロナウイルス感染症緊急対策補助事業などの支援事業を実施してまいりました。今後も、プレミアム付き商品券発行補助事業などの事業を関係団体と協議を行いながら実施してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。町長答弁の中で、新しい生活様式の実践、そういうのを言っていますけれど、具体的な対策はどのようなものか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 新しい生活様式の実践例ですけれど、まめに手洗い、手指消毒、せきエチケットの徹底、それから人との間隔はできるだけ2メートル、それから三密を避ける、それから会話をするときには可能な限り対面を避ける、感染が流行している地域への往来は避けるといった日常生活での基本的感染対策のほか、日常生活の各場面別の生活様式が示されておるところでございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。昨日、2番議員が質問されました飲食店街の家賃や宿泊設備の対応について、再度お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。昨日の町長の答弁にもございましたように、事業者向け支援といたしましては、高鍋町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策支援金を支給しており、これまで影響の拡大等を受け、段階的に対象の拡充等を行ってきたところでございます。本支援金につきましては、家賃を含む事業者の事業継続を下支えすることを目的としたものでございます。

また、特に大きな影響を受けることになりました宿泊業等には一部、要件の緩和等の対応を行ってきたところでございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。休業に追い込まれた飲食店や宿泊施設のテイクアウトをやっていますが、町民と飲食店などの反響はどうか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。町内の飲食店等で実施されております持ち帰りや配達の見直し「たかなベテイクアウト&デリバリー」につきましては、登録されている店舗につきましては現在50店でございます。取り組み開始以降、外出自粛等の時期とも重なっておりまして、一定数の利用もあると伺っております。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。町内で感染防止を図るため、体温を測るサーモグラフィーはあるのか、また町内の事業者でサーモグラフィーを導入しているところはあるのか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。サーモグラフィーにつきましては、庁舎内はもとより、健康推進を所管する健康づくりセンターにおいても所有はしてございません。

なお、非接触体温計ですけれど、こちらは一般に流通されておりますので、家庭によっては所有している御家庭もあるのではないかと推測をされるところでございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。今後の感染の取り組み方について、現在、県内では感染は止まっていますけれど、2波、3波に備えて濃厚接触者と距離を保つためにスマートフォンアプリの検討や、PCR検査及び検体検査を多くすることで安心な気持ちになれると思われませんが、町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） 健康保険課長。アプリ等については、現在のところ検討は行っておりません。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） PCR検査のほうは。県のほうでですかね。

○議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（川野 和成君） PCR検査も同様、町におきましては、そのようなことは、現在のところ検討はございません。県のほうで現在、検討されているというふうに伺っております。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。テレビのほうでもPCR検査を多く導入していくということですので、しっかり話し合いをしてもらいたいと思います。

次に、自然災害と新型コロナウイルスの避難所の対応について、自然災害と新型コロナウイルス感染症では避難所は抜本的な見直しが必要であり、リスク排除へ被災地の分散避難を準備したり、早急に民間業者に協力を要請することが肝心であります。

最近、全国の避難所の体育館などでは飛沫感染を避けるため、人と人との間隔が2メートル以上空けるように推奨しています。

また、最近では、段ボールベッドや間仕切りなどで飛沫感染を防ぐ対応がなされております。可能な限り換気を実施したり、トイレは共同で使用するため、定期的なトイレの洗浄が必要だと思います。段ボールベッドの必要があると思われませんが、町の考えをお願いいたします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。新型コロナウイルス感染症対応下における避難所の対応についてでございますが、避難所開設のガイドラインを作成し、このガイドラインに沿った対応を行うこととしております。

具体的には今、議員も申されましたように、感染症予防には3つの密を避けることが重要であることから、一定の間隔の確保が可能な町体育館、それから東児湯消防組合を避難所として開設し、たかしんホール及び防災センターにつきましては、体調の悪い方の避難所として開設したいと考えております。

また、受付時における避難者の体調の聴き取り、消毒液の設置や、先ほど言われた共用部分の消毒の徹底を行うとともに、避難所が密集場所になることを防ぐため、状況によりましては親戚や友人の家などの安全な場所への避難、それから避難する際にはマスク、体

温計など、感染症予防に必要なものを持参することについての啓発も行ってまいりたいと考えております。

なお、段ボール等の間仕切りについては、その購入について今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。町の体育館及び東児湯消防を避難所として開設されると今の答弁でしたけれど、避難所には健康な人と体調不良な方が来ます。どう分けるのか。たかしんホール及び防災センターには体調不調者だけが来るのか。また、ほかに避難所はないのか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。先ほど申したように、たかしんホール、それから防災センターについては、体調の優れない方の避難所として開設をしたいというふうに考えております。

現在のところ、町体育館、それから東児湯消防組合を一般の方の避難所として開設したいと考えておりますけれども、状況によっては総合体育館等の開設も検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。次に、家畜伝染病について質問させていただきます。

2010年に口蹄疫が発生して今年で10年目になりますが、町長の今の思いをお伺いいたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。口蹄疫についてでございますが、未曾有の被害を及ぼした口蹄疫の発生から10年がたちました。畜産農家の悲しみはもちろんのこと、地域経済や県民生活に甚大な影響を及ぼしましたことは、記憶に新しいところでございます。

日本の周辺諸国では今もなお発生が続いており、口蹄疫侵入の危機を拭い去ることはできません。口蹄疫が再び発生しないよう、またその他の家畜伝染病についても発生しないよう今後とも国、県、JA、そして生産者が一体となって防疫対策の強化に取り組んでまいるように心がけます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。口蹄疫では、これまで20年前と10年前に県内で発生しております。近隣の諸外国を見ましても、ロシアや中国、韓国などで口蹄疫が発生して、アジア全体で猛威を振るっております。いつ、また日本に発生するか分からない状態だと思います。水際対策の徹底が今こそ必要だと思っております。

ここ数か月は新型コロナウイルスの影響により、海外への渡航が自粛されておりますの

で感染リスクは低下しておりましたが、非常事態宣言が解除され、今後、周辺国との往来がこれまで同様に戻れば感染のリスクは高まりますので、最新の注意を払う必要があります。

国内では、新型コロナウイルスの影響で話題が薄くなっている感じがしますが、今月に感染した野生のイノシシが現在も発見されたとの報告がされている状況です。

そこでお尋ねしますが、口蹄疫などの防疫体制について、高鍋町として現在どのような対策を行っているのかお伺いします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えいたします。

高鍋町としての口蹄疫の防疫対策についてでございますけれども、まずは口蹄疫の発生を未然に防ぐために、畜産農家に対しては巡回指導、防疫研修の開催、無償での消毒液や石灰等の配布、国・県補助金を活用した動噴等防疫資材の導入の推進など、さまざまな防疫体制の支援を行っているところでございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。高鍋町において10年前に殺処分した牛・豚の頭数は幾らか、また現在の頭数は幾らあるのか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。お答えいたします。

その当時、殺処分された家畜の頭数と牛・豚でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）牛につきましては、1万7,008頭でございます。豚につきましては、1万7,495頭でございます。

現在の町内での飼養の頭数でございますけれども、申し訳ございません、現在、手元に資料を持ってきておりません。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。持っていないということですね。（発言する者あり）

次に、口蹄疫が発生したときの対応として、埋却地の確保はできているのか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。埋却地の確保についてでございますが、まずは家畜伝染病予防法におきまして、家畜の飼養衛生管理基準というものが設定されております。その中に埋却地の確保等がうたわれております。生産農家の皆様におかれましては、それぞれがしっかりと埋却地のほうを確保しているということでございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。10年前の埋却予定地に関して土地の中に地下水や悪臭が出るため、近隣の苦情などがあり、埋却地に埋めることができなくウイルスが蔓延しました。ウイルスが感染しないように埋却地の土地は、畜産農家と近隣の人たちの同意が

必要であると思います。埋設予定地の各農場を巡回してもらって、またしっかり確認をしていただきたいと思います。

次に、西都児湯管内で発生したときの対応について、各市町村と協議をされているのか、お伺いします。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。その有事における体制についてでございますけれども、まずは町としまして、万全を期すために資材等備蓄品の点検、更新を常に行っているところでございます。

また、県を中心に協議を行っておりまして、その中で県主催の防疫演習等が開催されますけれども、そちらにつきましては職員が参加いたしまして迅速な対応を学び取りまして、その有事における迅速かつ確実な対応ができるように努めているところでございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。防疫対策としてJA児湯では、畜産農家の労働を軽減するため、第三者による牛舎の薬剤散布をサポートしております。

また、川南町では役場の職員が防疫体制のため、畜産農家と連携して情報を共有しています。

高鍋町では、そのような取り組みをやっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。高鍋町におきましても、先ほど答弁させていただきましており、県との連携を図って防疫体制を整えております。その中で近隣自治体と同様の農家さんとの連携、そういったものもしっかり取らせていただいているところでございます。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。次に、樋渡（1）線の道路改良の排水溝について伺います。

樋渡地区の樋渡（1）線は、舗装が凸凹になっており、危ない状態であります。また、排水路も水がよどみ、流れが悪い状態です。現場を見ていただき、道路の改良と排水のやり替えの対応をしていただきたいと思いますと思いますが、どう思われますか、お伺いいたします。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。樋渡（1）線につきましては、地区からの要望もいただいております。現場を確認させていただきましたが、舗装の傷みもですが、側溝の修繕も必要であると考えているところであります。今後、補修等の手法につきまして検討させていただき、対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。次に、道路舗装の基準について伺います。

土木工事をするときの暗渠や、上下水道の本管や支管を布設することがあります。昔の施工では、機械掘削の穴だけ布設して舗装幅は掘削した幅だけ舗装をしていましたが、建設管理課及び上下水道課の道路舗装の基準で、舗装幅は掘削プラス両サイド30センチずつ影響幅を増やし、舗装を行ってくださいとの指導でした。最近では、舗装工事の一部ですが、町の指導要綱に準じた施工をやっていない一部の業者もいるようです。

また、上下水道の本管の工事でも、舗装の施工は舗装基準にのっとってやっていない。公共の工事なのになぜ舗装基準にのっとってやっていないのか、何か理由があって影響幅のところを舗装しないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。道路舗装の復旧をするときの影響幅につきましては、平成5年ごろに30センチを基準にして指導をしております。ただ、道路の利用状況、施工条件によっては復旧幅を調整する場合がございます。また、現場立会い等を行うなどして管理をしているところではございますが、その部分で抜けが生じた部分があるやもしれません。そういう部分について今後、公共・民間の事業に区別なく影響幅を確保するよう、指導をしてまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。舗装基準を満たしていない舗装は、今から先どういう指導でしていくのか。

また、舗装施工の基準を守らずやっている業者の舗装をやり替えか、罰則を設けるか、やっていただきたいと思いますが、そのことについて答弁願います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。この罰則等ということでございますけれども、一応、基準上は占用申請等協議がございますので、その中できちんと指導をして、ただ、それに対して今後、対応しない業者等、そういう事例が発生した場合については、きちんと指導をしてまいりたいと思います。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。そのようにしっかりお願いしたいと思います。

次に、道路の凸凹の補修について、平成31年に第1回の質問をいたしました。鳴野浜に行く踏切の手前は、昔の舗装の基準で施工されているところですが、舗装が下がっています。今まで数十年前から下がったような感じを受けます。31年の3月からすると、もう15か月ぐらいかかっております。まだ補修はできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。確かに凹凸がある部分でございます。現在、その補修の手法につきまして検討させていただいているところですが、全面舗装という形になると延長が長うございますので、その部分の予算の対応ができないので、今のところ、その手法を検討させていただいて、近いうちには――暫定になるかもしれませんが、

道路の陥没している部分の補修を進めてまいりたいと思っております。

○議長（青木 善明） 12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。しっかりそのところを見てもらって早めにやらないと、もしそこでけがをした場合、町の責任になります。そういうことがないように、しっかりやってもらいたいと思います。

それと昨日、8番議員の質問でも出ておりましたけれど、現場に足を運ばない、これはやっぱり20年ぐらい前から、へこんでいるんじゃないかなあとと思います。やっぱり質問したときはしっかり見て対応してもらわないと、質問をしても何の意味もありません。やっぱり町のことを考えて、そういう悪いところは早めに打って事故がないようにしないといけないので、また補償とか、そういうことが出てはいけませんから、そういうところを早めに対応していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（青木 善明） これで、春成勇議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

.....
午前10時32分再開

日程第1. 一般質問

○議長（青木 善明） 再開いたします。次に、1番、田中義基議員の質問を許します。

○1番（田中 義基君） おはようございます。1番、田中義基でございます。緊急事態宣言が解除されたとはいえ、まだまだコロナウイルスの蔓延防止のための対策を継続し、三密なる行為には十分注意を要する状況であろうというふうに思っております。

そのことを受けて、さきの議員協議会では、どの議員だったか忘れましたが、一般質問をなるべく短くしようという提案があったと思います。その方は結構長かったですよね。私はそれを受けまして、しっかりこの場はただ1点のみ、通告に従いまして質問させていただきます。

今回質問させていただくのは、公立わかば保育園の今後についてでございます。

このわかば保育園に関しましては、公立での存続を切に願う保護者を中心とした多くの町民の意見に耳を傾けられ、また高鍋町公立保育園あり方検討委員会からの答申も十分に参考にされ、結果、平成30年に公立の存続について決定をされました。その高鍋町公立保育園あり方検討委員会からの検討事項に関する答申には、保育園という施設を運営していくための現状分析と課題、そして公立として存続させる場合の具体的方策などが記述されておりました。

そこでお尋ねをいたします。その答申の受け取りも踏まえられて、①の町内唯一の公立として存在するわかば保育園は、今後どのように運営されていくことになるのか、お伺い

いたします。

②の施設改修の方針と進捗状況については、発言者席から質問させていただきます。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

わかば保育園の今後の運営についてでございますが、平成30年8月にいただいた公立保育園あり方検討委員会の答申にもありますように、町内唯一の公立保育園としての役割を十分に認識し、町内保育施設の中核的存在として責務を果たしていく必要があると考えております。子育て家庭への支援や障がい児への支援を含む幼児教育の実践及び研究の場としての役割を果たせるよう、今後、施設改修と併せながら、具体的な取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。先ほども申しました、今の御答弁にもありましたけれども、この答申には、わかば保育園を公立として存続させ運営する場合の要望や期待が記述されております。項目数で11項目ほど列記されておりますが、そのうちの幾つかをこれから取り上げさせていただいて、どう対処されているのか、またいかれるのかをお伺いしたいというふうに思っております。

まず、行政のこれは3項目めですか、行政の一面を持った保育園としてリーダーシップを持った力量と対応について、どう培っていかれるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。リーダーシップを持った力量と対応についてでございますが、能力として必要なことの一つに、保育士としてのスキル、経験・体験によって培われる能力のことでありますが、さまざまな状況における対応能力のことであり、ある程度の経験・体験を積んでいくことの必要性があり、一定の時間のかかる人材育成であると考えます。

また、必要な能力の一つとして、子育て関係機関との連携や調整能力が挙げられます。この部分については、公立保育所は行政機関でもあり、公的な機関、その他の施設ともスピード感のある連携は必要なものと認識しておりますので、そういった力量を培うためにも職員の着実な研修が欠かせないものと考えております。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。これは④の項目だと思います。組織拡充と併せて専門的な人材の確保や育成、計画的な配置が望まれていますけれども、それは可能なのでしょうか。

また、わかば保育園では今年度と来年度、ベテランの保育士の退職が続くだろうというふうに思っております。スキルとか対応能力とかについての人材育成が必要というふうに今おっしゃられましたけれども、その対応はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。保育士の人材確保・育成についてでございますが、保育士には児童一人一人の個に合わせた適切な保育・処遇だけでなく、保護者の方とのコミュニケーション能力、説明責任能力、相談事に対する傾聴の技術などが求められます。また、公立の保育士は行政に携わる専門職として、民間保育所などへの助言・指導、調整能力も求められます。これらの人材育成は、日常業務の中での研さんや研修を積み重ねていくことで、徐々にスキルを向上させていくことが重要であるというふうに考えております。

また、職員の配置につきましては、状況に応じて適切な人材確保を行っていく必要があるというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。配置については、その状況に応じた適切な人材確保が必要だというふうに判断していらっしゃるということですね。（発言する者あり）はい。

次に、これはこの項目の11項目めだと思んですけども、子育て支援センターの併設が記述をされております。

まず、ちなみに、その支援センターを設置する際の手順とか条件とか規制とか、そういったものがありましたら教えていただければと思います。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。子育て支援センターは、国の地域子ども・子育て支援事業の一つでございますが、国・県の補助事業を活用したものでございます。

条件や規制としましては、そのセンターでの事業が行える場所・スペースが確保できること、また事業に従事する職員が2名以上配置できること、センターの基本事業が行えること。基本事業とは、子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、情報の提供などがございます。

また、そのほか、1日5時間以上で週5日程度の開設ができることなどが要件というふうになっております。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。その子育て支援センターですけども、ネットなんかで見ますと、親子の交流の場であるほかに、育児相談や子育てに関する情報の提供や収集、それから育児に不安を抱える家庭の支援活動も行っていて、どんなにささいな悩みや不安にも柔軟に受け入れる対応をしてくれるので、精神的にも心強い支援施設だというふうにもありました。

改めて申し上げるまでもなく、就学前の乳幼児、それから子どもを持つ親が交流を深める場として提供されておまして、自治体ごとに保育園とか幼稚園とか公共施設や児童館、こういったところの目の止まりやすい地域の身近な場所に設けてあることが多いようでございます。

今、町内で子育て支援の役割といいますか、またそれに相当する業務を担っておられる

というのは多分、民間では、社会福祉法人石井記念友愛社さんのにっしん保育園、それと、これは特定非営利活動法人ふぁむ・ふぁーむさん、の営むはぐはぐ、これは児童発達支援施設だというふうには聞いておりますけれども、言えるとしたら、この2つの施設かなというふうに思っておりますが。ただ、この2つの担っている役割というのは、業務内容というのが若干その幅がそれぞれ少々違っているんじゃないかというふうに聞いております。

はぐはぐさんは入所と言っているのかわかりませんが、そこに通うためには例えば、保育士さんとか病院さんとかの非健常児であることの何らかの証明といったものが必要だというふうに聞いていますし、にっしんさんはちょっと範囲を広く持たれておりまして、どなたでも誰でもおいでいただいて構いませんよという門戸を開いていらっしゃるんですが、児童クラブと一緒にやっていたらっしゃるスペースの場所ですね。同一の場所でやっていたらっしゃるというふうに聞いておりますし、業務内容の差というよりも、広さと、何よりも人員の確保に大分苦労していらっしゃるというふうにはちょっと伺っております。

話をわかば保育園に戻しますが、今この高鍋町わかば保育園に入園している園児は結構複雑な家庭環境の子どもさんもおり、言葉が適切かどうか分かりませんが、いろんな発達に支援の必要な子どもさんが多くいらっしゃるというふうに聞いております。例えば、食事とか生活環境とかについてなんですけれど、えっと思うような、ここでは個別な事案を述べるのは控えますけれども、そこを懸命にうまく良好な関係を保ちながら対応をしてきて改善をしてきているという。今でもそういう園児やその家庭との関わりを重要視して率先し、大事にして、わかば保育園をやって、行っておられるということは確認しております。

ある保育士さんがつぶやかれたんですけれども、どちらかという、子どもを見るというだけではなく、家庭そのものを見て支えて支援していくことの必要性を感じていますと。わかばでは、それに取り組んでいる、そういう思いで業務をされているということだというふうに思っております。

先ほど答弁にもありましたけれども、子ども家庭支援の未来とか健康づくりセンター、そのほかの機関との連携をうまく取って何とか取り組んでいるというのは、これは公立だからだろうなど、可能なんだというふうに思いますよね。町の保育園ならではこそ、そういう子どもや親への対応ができているんじゃないかというふうに推察をしているところです。

ただ、このように保育園で対応のできる子どもたちとその親というのは、入園資格がある子どもに限られてしまうわけです。入園資格を持ってない、埋もれてしまう、言わば穴になっている子どもとその親、ほかが受け入れてくれない、何らかの問題のある親子はどうしたらいいんでしょうか。放っておいたら、このままではどうなるか分からない家庭が非常に多くなるんじゃないかなというふうに思われます。そこで、にっしんさんとも、はぐはぐさんともつながることのできていない、そんな子どもと親に対して社会とつなぎ、子育ての支援ができる施設があったらいいなあというふうに思っております。

長くなりましたけれども、そこで伺いたいんですが、前述の答弁にありましたように、公立の保育園であるわかば保育園に子育て支援センターを併設はできないものでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。子育て支援センターの併設ということでございますが、場所や人材など、まずは先ほど申し上げた要件を満たした上でということでございますが、既に議員も先ほど申し上げられましたように、子育て支援センターがにっしん保育園さんに設置してございます。そちらのにっしん保育園や、また関係機関とも慎重に検討した上でということになるかというふうに思っております。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。私も文教厚生常任委員ですが、この常任委員会では平成31年の7月16・17日の2日間に、大阪狭山市の子育て支援・世代間交流センターUPっぷという施設を視察してまいりました。

その後の9月議会で常任委員長から報告がありましたけれども、私も含めて委員全員、よい施設だなと、ぜひ高鍋にもとの感想を持ったのは報告があったとおりでございます。

また、一般質問でも、そのような施設の設置について質問があったかと思っておりますが、町長答弁では「本町において同様の施設を新設することは困難ですが、子どもらが利用できる場所の確保については、既存の施設を活用するなど今後検討してまいりたいと考えております」というふうにありました。ぜひ既存の施設である、わかば保育園を活用していただいて、子ども家庭支援センター未来の業務の一端を担って質の高いノウハウ、それからスキルを持った保育士とともに保育を生かした、他自治体からも一目置かれる子育て支援センターを設置する検討をぜひお願いしたいというふうに思います。

この場で、あり方検討委員会からの答申の中から幾つか挙げて質問させてもらいましたが、要望事項等の項目以外でこの点については、こう対応しているとか、していこうとしている項目というのがありましたらお答え願いたいと思います。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。あり方検討委員会の答申に記載のない事業で行っていることではございますが、わかば保育園としましては、ほかの保育園との交流事業とか毎月、臨床心理士の先生に来ていただきまして、発達に課題のある子どもの観察・支援、保護者への助言等も行っております。

それから、子育て教室といまして、これはまた乳児版、幼児版、就学前というように年齢層を3つに分けて、保護者に対する子育て教室とかペアレント・トレーニングも含めて実施をしておるところでございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。では次に、②の施設改修の方針と進捗状況についてでございますけれども、一昨年ですから平成30年の第4回定例会、私の最初の議会でしたけれ

ども、一般質問をさせていただきました。

その答弁では、わかば保育園は、昭和56年以前に建築をされました施設で平成22年1月に耐震診断を実施済みと。その診断の結果について、国土交通省や文科省の基準値を満たしており、安全性は保っている。ですが、園児定員の120名に対するスペースが狭いとか、機能面でも幾つかの課題が指摘をされている。その中でも特に、給食調理室や園児・職員用のトイレについては老朽化が著しいと考えているというふうにありました。

質問のまとめで、保育園という幼児の健全な成長を促す大変重要な施設ですから、子どもたちの安全と健康を守っていくためにも、その施設の老朽化対策にはぜひしっかりと取り組んでいただきたい。そのための予算措置も、しっかりとした配慮をもって手配されるものと信じておりますというふうに示させてもらいました。

その後、決定して進められているでありましよう施設改修の方針と進捗状況、これはどういう状況なんでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。施設改修の進捗状況ということでございますが、昨年度、大規模改修を基本としました幾つかのパターン案を作成をしたところでございます。今後これらの中で比較検討を行いまして、そこで決定をしたパターンで今年度、実施設計を行っていく予定でございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。これは聞き取りで話していなかったのか、いつごろからその実施設計がつくられて、その大規模改修が実施されることになるのか、いかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。この施設改修に当たりまして、3パターンを昨年度、比較検討として策定をいたしました。その協議については、できますれば早急に、できれば今月中に町長、副町長も含めまして、現場のわかば保育園を含めて検討をして、どういうふうにやっていくかと、どのパターンで今後わかば保育園の改修を進めていくかということを協議したいと考えております。

できますれば今年度中に詳細設計、実施設計、こちらのほうを策定をさせていただきます。その後、施設の改修ということで進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） それでは、先ほど申し上げたトイレとか給食室以外にも園内の例えば、ひさしとか藤棚、それから水場とか足洗い場、これらが園児にとっては危険な状況となるような損傷箇所というのが多数まだあると思います。その辺のことは御承知でしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。わかば保育園は、議員も先ほどから申されていま

すように、相当老朽化をしております。園のほうからもいろいろな報告がございまして、私もその都度現場へ行きまして不備な点の箇所とか、そういったところを確認をしているところでございます。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。せっかく大規模改修をされるんなら、今後、継続して安心して利活用できる施設とするためにも、しっかり必要な改善・改修ができる実施設計をされるようにお願いしたいと思います。

質問としては最後になるんですけども、その実施設計に当たって、ちょっとくどいようですが、先ほども子育て支援センターの併設、これが可能となるような改修設計が望まれると思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。わかば保育園の改修に当たりましては、先ほどの検討委員会の答申にも盛り込まれております、子育て支援センターの併設ということも一つの選択肢として考慮に入れまして慎重に協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（青木 善明） 1番、田中義基議員。

○1番（田中 義基君） 1番。ちょっと本を紹介したいんですけども、「保育園に通えない子どもたち」という本、可知悠子さんという方が書かれた著書で、ちくま書房だったと思うんですけども、副題を「無園児」という闇」というふうにいいます。

その中に2018年度の統計だったんですけども、3歳から5歳の子どもの約1割が保育園や幼稚園に通っておらず、生育状況すらも確認されていないとあります。社会と縁のない無縁、そのえにしを幼稚園の園児とかけて無園児というふうに著者は仮称しておられますけれども、その子どもたち、無園児が日本には9万5,000人ほどいると、そう推定されているようです。これは地域や家族に頼れない孤独に育てる孤育で——孤独の育ての発生が原因で問題だとも主張されております。

この著者は、後段には、せっかく幼児教育の無償化までいったんなら、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大事な時期である幼児期について、無園児を幼児教育につなぐ効果が期待できる幼稚園、保育園の義務化についてまで言及をされております。ただ、日本の制度上その義務化にはさまざまなハードルがあって、なかなか難しいだろうなというふうにはおっしゃっておられますけれども、ちょっと紹介をいたしました。

いずれにしても、5歳までの子どもさんを持つ親御さんで、ある程度意識を持っておられて、さまざまなサービスにつながっていける家庭がある一方で例えば、精神障がいなどの社会的な不利を抱えておられて疲弊され、サービスにつなげる力すらも残っていないような、そんな家庭とその子どもたちが絶対に存在しているということ。

高鍋町に一体何人の無園児が存在するのか承知しておりませんが、これはしっかり認めておいていかんといかんというふうに思った次第です。ぜひ高鍋町では、そのよ

うな家庭とその子どもたちを絶対取り残してしまわないように、その対応を少しでも可能とできる一つの施設として、しつこいようですが、わかば保育園に子育て支援センターを設置してほしいものと切に希望いたします。

最後です。町長の施政方針にもありました、SDGs、これのスローガンが「誰一人取り残さない」でございます。というものでございますので、そのことを踏まえてこの支援センターの併設、慎重にしっかり協議を進めていただきたい。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（青木 善明） これで、田中義基議員の一般質問を終わります。

これをもって、一般質問の全てを終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

日程第2. 議案第32号

○議長（青木 善明） 日程第2、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔高鍋町税条例等の一部改正について〕を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。文言改正などが主なようなんですけれども、これによって今までと違い、どのように変化していくのか。例えば、登録がどのように「が」を挿入、「みなす」を「みなすことができる」では解釈の違いが生じてくると考えますが、どうでしょうか。

また、この改正の趣旨は何なのか。相続がなされず名義がそのままとなり、相続者が知り得ないとなっている場合に、相続を容易にする方向性をもって改正となるのか。その場合、相続者にとってのメリット及び相続を容易にするために、今までうんざりするほどの手続及びお金を使ってまでも相続する意味があるのかとの疑問も出ていましたが、その簡便さはどのように図られていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。今回の改正のうち、御質疑のような字句の改正につきましては、地方税法で字句の改正が行われたものにつきまして、税条例においても併せて改正したものでございます。その内容等が大きく変わるものではございません。

次に、固定資産税についてでございますが、登記記録上の所有者が死亡した場合、現に所有するものとして通常は相続人が納税義務者になりますが、その把握のための調査等に多大な時間と労力を要し、迅速・適正な課税に支障を来している現状から、現に所有している者の届出を制度化し、所有者情報を円滑に把握することが改正の趣旨・目的でございます。

ます。実際の相続手続の簡素化等を図るものではないかと。以上です。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 確かに相続の簡素化を図るものではないとしても、やはり相続する際にこの調査したことについては非常に重要な書類になると思うんです、相続する上においてです。司法書士とか弁護士などに依頼する場合、家系図を含めていろんな形で役に立つと思うんですけれども、それについて相手から公開を求められた場合、公開ができるのかどうか、そこをちょっと確認だけさせてください。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。こちらのほうで相続等の調査を行った情報については、原則、開示をしておりません。

以上です。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔高鍋町税条例等の一部改正について〕は承認することに決定いたしました。

日程第3. 議案第33号

○議長（青木 善明） 日程第3、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について〕は承認することに決定いたしました。

日程第4. 議案第34号

○議長（青木 善明） 日程第4、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（専決第11号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 新型コロナウイルスに係る徴収猶予であるようなんですけども、これは申請主義であるのか、また具体的な内容をお示し願いたいと思います。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。今回の新型コロナウイルスに関する感染症等に係る徴収猶予につきましては、申請に基づき、猶予を行うこととなります。

その猶予の内容につきましては、対象者といたしましては新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減収、前年同期比おおむね20%以上の減少があり、納税することが困難である事業者等となっております。

特例措置といたしまして、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予をするものでございます。ほぼ全ての地方税が対象となっております。そのほか、この措置による一時的な減収に対応するために地方債の特例措置が創設をされております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（専決第11号）〔高鍋町税条例の一部改正について〕は承認することに決定いたしました。

日程第5. 議案第35号

日程第6. 議案第36号

日程第7. 議案第37号

日程第8. 議案第38号

日程第9. 議案第39号

日程第10. 議案第40号

日程第11. 議案第41号

日程第12. 議案第42号

日程第13. 議案第43号

日程第14. 議案第44号

日程第15. 議案第45号

日程第16. 議案第46号

○議長（青木 善明） 次に、日程第5、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕から日程第16、議案第46号専決処分の承認を求めることについて（専決第18号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕まで、以上12件を一括議題といたします。

これから一括して質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど資料をいただきました。個人名記載は個人情報と考えます。金額については保護する必要はなく、1議案ごとの滞納金額などです。これは資料をいただきましたけれども、なぜこのような経緯となったのか示すべきであると私は考えますが、いかがでしょうか。このような事態へと至った経緯の説明、これからの町営住宅運営に関わることで、説明を求めたいと思います。

また、これまでの徴収に関してのマニュアルなどはあったのでしょうか。家庭訪問などについてはどうだったのでしょうか。民間と比較してどうだったのか。公営住宅法と照らし、どのような対応がよいのか検討されてきたのか、お伺いします。裁判確定後かもしれませんが、本人・保証人の財産調査及び差押えなどの具体的な行動があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。建設管理課の関係する部分につきまして

答弁をさせていただきたいと思います。

まず、このような事態に至った経緯の家庭訪問等についてでございますけれども、建設管理課が徴収を行っていた当時において、徴収に関するマニュアルはございませんでした。滞納者への対応については年2回、夜間徴収を行い、滞納分の徴収を行うとともに、分納の約束など個別対応をしております。

あと民間と比較してどうだったのでしょうかという部分ですけれども、家賃を除くと、民間と比較すると劣る部分が多々あるかと思えます。

公営住宅法では、3か月間家賃を滞納すると明渡し請求をすることができますが、住居困窮者への住居を供給することで生活の安定を図る目的をもって公営住宅を設置しており、法律どおりの運用がなかなかできていない状況であります。

今後は税務課との連携をさらに強化し、家賃の納入が厳しい入居者との面談機会を増やしながら滞納対策に努めてまいりたいと考えております。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。税務課関係部分についてお答えいたします。

まず、今回、裁判まで至った経緯からでございます。提案理由の詳細説明でも申し上げましたが、督促や催告を繰り返し行ってきたが支払いがない、支払いの約束をしながら守られないなど、早期に完納が見込めないと判断した者に対し、地方自治法並びに施行令に基づき手続を行っております。

マニュアルについても町独自のものはございませんが、地方自治法等の債権の取り扱いの規定どおり行っていきたいというふうに考えております。

また、家庭訪問につきましては、先ほど建設管理課長のほうからもありましたとおり、以前は行っておりましたけれども、原則、納付書で本人が納めるべきものというふうに考えておりますので、現在のところは行っておりません。

次に、裁判確定後の対応についてでございますが、今後、判決や和解等で支払い期日等が定められる予定となっております。相手がそれを守らなかった場合におきましては、裁判所に差押えの申立てを行うこととなりますので、その際、必要な財産調査を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今、答弁を聞いて私、資料をちょっと、休憩時間を挟んでこれ書いてみたんですけれども、もう既に退去された方というのが何名ぐらいおられるのか。それ以後は払っているから、退去はしていないんだけど、払っていただいていると。要するに、現行は払っていただいていると。今年に入ってからということですうっと見たんですけれど、平成29年の3月とか金額の大きいもので言えば、やはり相当大きいのがありますよね。金額の151万3,000円とか261万円と、そういうところまでありますよね。そういうことから考えたときに、これは令和2年の3月までの部分という方も

おられますので、現在住んでいらっしゃるのか。

例えば、保証人について存命であるのか、存命でないのか。その辺の調査というのはどういうふうにされてきているのか、そこら辺も聞いておかないと結局——そして、前も確認していると思うんですけども、この保証人についても相続になるんです。だから、子どもさんたちが御存じないという状況になったときに、やはり裁判でもし確定をしたときには本人が死亡していらっしゃる場合には、死亡がいつかを確定していかないと、保証人の場合は10年がもうこれは請求期間ではありませんので——10年たってしまうと時効になってしまいますので、そのことも含めて、どういうふうに調査をしっかりとされてきているのかどうか、幾らなのか、どういうことなのか、お伺いしたいと思います。

また、滞納世帯について、裁判にまでは至らないが、毎月遅れている案件は、あとどのくらいの件数があるのか、確認をされておられるのでしょうか。だから、そのことについてもマニュアルをしっかりと作っていかないと、例えば私もこの前申し上げましたように、2か月遅れたら必ず本人と保証人には連絡をする。そして、その連絡を3回ぐらいした後にもどうしても退去していただけない場合については、やはり裁判も辞さないというところもしっかりとこちらの方針も伝えながら、そして先ほどの答弁の中で徴収訪問は行っておりませんと。

確かに今、サラ金の規制法とか、そういう流れの中で、要するに早朝、夜間、この徴収というのはできないことに基本的にはなっております。だから、勤務時間外でということもあるんですけども、自宅への訪問をして要するに、納めてくださいということは多分やっていないということで先ほどの答弁で明らかになったんですけども。でも、きちんとやはりここは対応していかないと、こちらの不手際になってしまうと非常に相手方から、やはり異論が出てくる可能性が——取りに来れば出したっちゃがという、ひょっとしたら、そういう意見があるかもしれないと私は思っているんです。

だから、そういうことをきちんと皆さんに納税の義務と同じように、町営住宅に入っているんだったら、やっぱりしっかりと家賃を納めていただかないといけないと。それは保証人にも義務を課せられたものなんですよということを啓発活動、いわゆる周知徹底をするための作業というのをしっかりとできておれば、恐らくこのような事態には至らなかったんじゃないかなと私は思うんですが、そのところはどういうふうにお考えでしょうか。

これは町長からもお聞きしたいと思います。

○議長（青木 善明） 暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

.....

午前11時28分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。すみません、お答えいたします。

まず、今回、裁判まで至っておりますこの案件のうち一応、名義人と保証人が混ざっておりますので、借受名義人でいきますと、4名の方がまだ住居に住んでおられます。それで、4名の方が既に出ていっているということでごさいます、現在もこれは申立日時点での金額ですので、それ以降また4月、5月と月数を重ねておりますけれども、滞納されている方がいらっしゃいます。

続いて、保証人の関係ですけれども、今回、保証人に対して申立てを行っておりますが、現在こちらのほうで把握できております、また連絡が取れます保証人に関して今回、申立てを行ったところでごさいます。存命かどうかについては、ちょっとそこまでの調査等は行っておりません。

続いて、滞納者の状況でごさいます。令和2年の3月末現在におきまして、町営住宅全体で49名の方が滞納されております。また、その金額については、遅れながらも払われている方等も含まれておりますので、今回、申立てに至った方については先ほどの答弁で申し上げたとおりでごさいます。

最後に、家庭訪問等についてでごさいます、以前と比べますとコンビニ収納等、24時間納められる体制等も整っておりますので、家庭訪問等については今後についても行う予定はございません。

以上でごさいます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議長、先ほどの答弁で、私の2回目の。ちょっときちんと答えていただけていない部分があると思うんです。

○議長（青木 善明） どの部分ですか。

○11番（中村 末子君） これは先ほど4名が入居されているということで、全部調べられた上で、どこに存在するかも多分分かっていると思うんですよね。これは裁判されたということは、退去された後もその方がどこに住んでおられて、保証人はどこにおられてというのは多分分かっていると思うんです。

先ほど存命かどうかはまだ調査していないということだったんですけれども、こういう裁判の通知が行けば、やはりもしお亡くなりになっている場合としたら、非常に例えばこれで長い月数のが結構あったんです。98月とか結構あったんですよね、安いところだと思っんです、これでは。結構期間が長いけれど、金額が大きくないというところが結構あるんです。だから、それは金額が安いところだと思っんですよね。高いのが議案の第44号なんか261万円とか第45号が183万5,000円とか、延滞料も含めてですよ、ありますよね。

だけれど、月数が少ないのにやっぱり延滞があるけれど、この人は例えば議案第46号で言えば、平成27年の7月で請求が終わっているんですよね。だから、その後その人はまだ払っているのか、その前のが滞納しているのかとかいうことは、できれば1議案ごとに説明していただかないと、なかなか理解しづらいですよ、正直な話、言って。そうで

ないと、やっぱり判断がなかなか出来かねる。これは1議案ごとに判断していかないといけませんので、賛成・反対というのはちゃんとしていけないといけませんので、きちんと調査をしてその裁判にかけていると思うんですね。

だから、それから考えたときに、やはりただ単に裁判すればいいんじゃないじゃなくて、例えば議案第35号から行きますよ。この令和元年の12月までは請求があっているんですね。ここの部分までをちゃんと請求しているわけですよ、これは裁判で請求しているわけですよ。この人は18月ということなんです。

それと議案第36号については14月、それと98月が——やっぱり先ほども言いましたけれども、そういうふうに説明していただかないと、もうその人、だから1件1件——4名が入居されているという。だから、入居されている人以外は全部退去して実際にどこにいるか分かっていると思うんですね。だから、分かっている普通の民間に移られたのかどうか、その時点で保証人と切れているのかどうかということもちゃんと確認していかないと、もう町営住宅に入居していないのに突然こういう裁判が来たといって文書が来て、恐らくびっくりされている方も中にはいらっしゃるだろうと思うんですね。だから、この前ちょっと説明の中では、金額が高い人でもう既に納めていただいた方がおられるということの説明があったと私、記憶しているんです。

だから、そういうことからすると、やっぱりびっくりしてこれは納めにやいかんということで何とかせにやいかんということで真面目に考えていただいた方、それを存じ上げなかった方も中にはいらっしゃるんじゃないかなと思うんですね。だから、例えばどれぐらいの流れで督促状なりを送っているのか、どうしているのかということも1件ごとにきちんとやっていただかないと——私、本当はコロナで余り言いたくないと思うんですけども、当初からそういう説明をしっかりとさせていただければ、こういう質疑をする必要もなければ、嫌なことを聞く必要もないと思うんですね。だから、ぜひもう私これで3回目ですので、先ほど説明された中で不十分だと申し上げたのは、議長、そういうことなんです。

だから、もう少し分かりやすい形でしっかりと説明していただかないと、一つ一つの議案をこちらは判断していかないといけないわけです。だから、これが相談回数を何回しているのか、言い方悪いけれど、相談もせずにいきなりやったのかということなんかもちょっと気になる場所なんです。いきなり相手に相談というか、相談をしなさいという、いわゆる督促状なりを出していらっしゃると思うんです。だから、例えば督促状を何回出してこういう結果に至っているんだということがきちんと説明されれば納得できるし、また私も早い段階から例えば保証人になるには、それなりの覚悟が必要なんだからということで申し上げているところもあります。

やはり退去された方々は、本当に支払わなくちゃいけないんだろうかということまで、そしてそのときに自分が保証人になっていたことについて、責任を取らなければいけないんだろうかということも思っている方もいらっしゃる方も少なくないと思うんです。だから、こ

うやって裁判になったんだろうと思うんですよ。だから、慌てて税の、皆さんというのは早くに納めてしまおうと。あとはもう自分たちで解決しようというふうに言っていただけしている部分もあるんじゃないかなと私は思うんです。だから、普通の人は、こうやって裁判所から来てしまったらびっくりしますよ。だから、びっくりするからこそ話し合いに応じたりとか、話し合いに今まで応じていただけなかった人が話し合いに来るとか、そういうことが出来上がってくるんじゃないかなというふうに思うんです。

だから、申し訳ないんですけど、1件ごとについて、これはどういう状況であるということをもう少しきちんと説明していただかないと、ちょっと判断材料とはできないというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（青木 善明） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。大変失礼をいたしました。

それでは、住んでいる状況と最終的な催告・督促等の日付でよろしいでしょうか。（発言する者あり）はい。

まず、議案の第35号、第38号、第41号、こちらが同じ滞納者名義人の方でございますが、こちらの方は現在も住まわれている方でございます。最終滞納月が令和元年の12月となっておりますけれども、この方については納めたり、納めなかったりという部分等もございまして、最終的な滞納がそこで終わっているというところでございます。最終的な催告日につきましては、令和元年の12月に行っております。あと督促につきましては、令和2年の1月、こちらが最終の督促日となっております。滞納がありました方については、翌月には督促状を出しておりますので、一応そのことを申し添えておきたいと思ひます。

続いて、議案第36号の方でございます。こちらの方はもう既に退去をされている方でございます。最終的な催告日につきましては、令和2年の2月と、催告日といひますか、接触日です。最終的に接触した日でございます。督促を行った日が平成31年の3月となっております。

続いて、議案第37号の方です。こちらにつきましては、既に退去をされております。最終的な接触日が令和元年の12月、最終督促日が平成30年の4月となっております。

続いて、議案第39号の方です。こちらの方は既に退去をされております。最終的な接触日が令和元年の12月となります。最終の督促日が平成23年の11月となっております。

次、議案第40号が現在も住まわれている方でございます。最終的な接触日が令和2年の3月、督促日も令和2年の3月となっております。

続いて、議案第42号と議案第45号の方です。こちらは、いずれも保証人となっております。現在も本人については住居、住まわれております。本人につきましては、現在、再送付中もございまして、まだ申立書が届いていない状況となっております。この方につきましては、最終的な接触日が令和元年の12月となっております。督促日が、令和2年

の4月が最終的な督促となっております。

続いて、議案第43号、議案第44号でございます。こちらの方は、現在も住まわれております。最終的な接触日が令和元年の12月、最終督促日が令和2年の4月となっております。

最後の議案第46号の方、こちらの方は退去をされております。最終的な接触日が令和2年の1月、最終の督促日が平成27年の8月となっております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。12番、春成勇議員。

○12番（春成 勇君） 12番。1件当たりの家賃は幾らですかね、これ。

○議長（青木 善明） 建設管理課長。

○建設管理課長（長友 和也君） 建設管理課長。正確にはちょっとあれなんですけど、現在、皆様にお配りした資料を基に大体判断してまいります。ただ、家賃につきましては、年度ごとにその収入に応じて家賃が変動いたしますので、概数になることを御勘弁ください。

まず、議案番号の第35号、第38号、第41号が一つの入居者の部屋になりますので、こちらの家賃は大体、平均しますと1万4,000円程度になるかと思えます。

次に、第36号議案につきましては大体、家賃が1万4,000円程度で、第37号議案につきましては、1万2,000円程度です。

第39号議案につきましては、1万9,000円程度。第40号議案につきましては、2万9,000円程度。第42号議案と第45号議案につきましては、家賃が1万6,000円程度。第43号、第44号議案につきましては、家賃が2万4,000円程度。第46号議案につきましては、家賃が3万7,000円程度となります。

ただし、これは一部、月数で、滞納がありましても分納で幾らか納められた方につきましては、順番に月数に応じての分納じゃなくて何千円とか、そういう形で納めていただいた方については、その分が差し引かれておりますので、今、単純に計算したところで概数ですので、申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第35号専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕は承認することに決定いたしました。

次に、議案第36号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第36号専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕は承認することに決定いたしました。

次に、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第37号専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕は承認することに決定いたしました。

次に、議案第38号専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第38号専決処分の承認を求めることについて（専決第6号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕は承認することに決定いたしました。

次に、議案第39号専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第39号専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕は承認することに決定いたしました。

次に、議案第40号専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第40号専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕は承認することに決定いたしました。

次に、議案第41号専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）〔支払督促

の訴訟への移行による訴えの提起について]、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第41号専決処分の承認を求めることについて（専決第10号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕は承認することに決定いたしました。

次に、議案第42号専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第42号専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕は承認することに決定いたしました。

次に、議案第43号専決処分の承認を求めることについて（専決第14号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第43号専決処分の承認を

求めることについて（専決第14号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕は承認することに決定いたしました。

次に、議案第44号専決処分の承認を求めることについて（専決第15号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第44号専決処分の承認を求めることについて（専決第15号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕は承認することに決定いたしました。

次に、議案第45号専決処分の承認を求めることについて（専決第16号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第45号専決処分の承認を求めることについて（専決第16号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕は承認することに決定いたしました。

次に、議案第46号専決処分の承認を求めることについて（専決第18号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。議案第46号専決処分の承認を求めることについて（専決第18号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕、賛成の討論を行いたいと思います。

この公営住宅における家賃の滞納については、非常に問題ありと、私も以前から指摘をしてきたところでございます。

今回、第35号から第46号まで12件の訴訟案件が提案されました。このことによつて入居されている方々が家賃をしっかりと払っていく、そして生活が苦しければ何らかの相談を行い、生活苦からしっかりと自分を解放していくために生活保護などへの申請を行っていく、このような相談があれば役場はしっかりと対応できていたと私は思います。そのことについて、役場の対応が建設管理課から税務課へ滞納されている方々が移行されたことによって、このような事案に至ったことというのは、私はしっかりと対応じゃないかなというふうに思っております。

しかし、残念ながら、内容を見てもみますと、これ以外にもたくさんあるそうなんですけれども、家賃を滞納されてそのまま退去されるという、本当に倫理的に恥ずる行為が行われてきていることの実態が明らかになりました。この実態を目の当たりにして私たちが考えていかなければならないのは、生活を本当に苦しいと思っていらっしゃる方が事実存在しているのではないかと想像できることです。

私は、このような事態に至って初めて町民の生活実態を知った自分を情けなく思うと同時に、苦しんでおられる方へ私たちの声がしっかりと届かなかつたんだという反省もしているところです。

今後は税務課のほうでしっかりと対応していただき、これから家賃滞納が少しでも減っていくよう、そして入居されている方が相談をしていただけるよう、私はしっかりと対応していただけることを確信して、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第46号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第46号専決処分の承認を求めることについて（専決第18号）〔支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について〕は承認することに決定いたしました。

ここで、しばらく休憩したいと思います。午後1時より再開いたします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（青木 善明） 再開いたします。

日程第17. 議案第47号

日程第18. 議案第48号

日程第19. 議案第49号

○議長（青木 善明） 日程第17、議案第47号専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）〕から日程第19、議案第49号専決処分の承認を求めることについて（専決第17号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕まで、以上3件を一括議題といたします。

これから、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議長、すみません。号別に分けたほうがいいですか、それとも一括してばあっと言っていていいですか。どちらがいいですか。一括して言っていていいですね。

○議長（青木 善明） どちらでも。

○11番（中村 末子君） はい。じゃあ、議長の許可がありましたので、一括して質疑をしたいと思います。

歳入歳出とも新型コロナによるものと考えますが、商工費のみが突出してあります。その内容及び考え方はどのように話し合っただけなのか、お伺いします。

売上げ減少が50%とした理由は何でしょうか。ふるさとづくり基金を繰り入れた理由は何なのでしょう。特別定額給付金支給に当たっては、格段の職員配置を行ったと聞き及んで答弁もいただいておりますが、どのようなものだったのか、お伺いします。

また、給付金支給額については全額国庫からの歳入となると考えますが、諸費、いわゆる事務費等についての国負担はあるのかどうか、お伺いします。

消防費の災害対策費は何なのでしょう。ここでもふるさとづくり基金が繰り入れてありますが、残高は幾らになるのか、お伺いします。

ひとり親家庭への支援がありますが、ひとり親の規定及び基準日はいつとしたのか。

プレミアム付き商品券発行がありますが、内容として、使える商店、商業者についての制約はあるのかどうか。この前、1世帯500円、2枚1,000円については商店が限られておりましたので、お伺いしたいと思います。

持続可能の国支援では県と半分、自治体が案分比例で来るようですが、今回の県支援金の1,830万円は持続可能分の支援金と見ていいのかどうか、お伺いしたいと思います。

先ほども言いましたが、商工費だけが突出しておりますけれども、農業者やほかの事業者についての支援策はどうしていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。財政経営課関係部分についてお答えをさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症によるものとするが、商工費のみが突出している理由ということについてでございます。

この件につきましては、町長、副町長、関係各課を交えた協議を経て予算化を行ってまいりました。第1号補正の段階では国・県の動向と同様、経営面で大きな打撃を受けた商

工業者を対象に、迅速な支援を行うことを最優先に予算編成を行ったところでございます。

続きまして、ふるさとづくり基金を繰り入れた理由でございますが、新型コロナウイルス感染症対策の事業費に充当する財源として繰り入れたものでございます。なお、財政調整基金につきましては、今後、大雨や台風などの自然災害が発生した場合、その対策に要する経費に充当する可能性があることから、今回は繰入れを見合わせております。

次に、ふるさとづくり基金の残高についてでございますが、第3号補正までの取崩し額、取崩し後で5億4,975万9,000円となります。

財政経営課からは以上です。

○議長（青木 善明） 総務課長。

○総務課長（野中 康弘君） 総務課長。総務課関係部分で、議案第48号の関係です。

定額給付金支給に関する職員配置、特段の職員配置についてということでございますが、総務課において特別定額給付金給付事務の所管をしておりますが、申請書を発送しました5月18日の週に申請が殺到したため、各課に応援を要請しまして役場一丸となって、できる限り早く給付金をお届けしたいとの思いで対応を行ってまいりました。

この結果、6月5日、先週の金曜日ですけれども、この現在で支給対象世帯の約9割に振込を終えることができたところでございます。

なお、特別定額給付金事務費の国負担についてでございますが、事務費につきましても、その全額を国が補助するものでございます。

次に、消防費の災害対策費の予算につきましてのお尋ねでございますが、こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う消毒液の購入費用でございます。

以上です。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。私のほうからは、議案第49号、専決第17号、補正予算（第3号）のところについてお答えをしたいと思います。

ひとり親家庭への支援を国とプラスした支援のようですが、ひとり親の規定及び基準日はいつとしたのかというところでございます。

まず、ひとり親、児童扶養手当の受給資格者につきましては、父母が婚姻を解消した児童、それから未婚の母、父または母が死亡した児童、父または母のいずれかが政令で定める障がいを持つ世帯に属する児童を養育する方が受給資格者となります。

また、対象となる児童の年齢としましては、養育する児童が18歳に達する年度末まで、または障がいの状態によりまして、二十歳の誕生日までが対象児童の年齢というふうになります。

今回の町独自の上乗せ事業でございますが、ひとり親世帯応援給付金は、ひとり親という通常から生活困窮であったり、生活支援の傾向にある世帯に対しまして、新型コロナウイルス感染症によります経済的な負担の軽減をすることを目的に給付金を支給するというものでございます。

受給対象者は、5月支給の児童扶養手当の受給対象者、約270名でございます。

給付額は、1世帯当たり5万円で、7月中に支給することを予定しております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。地域政策課関連部分についてお答えいたします。

まず、議案第47号、一般会計補正予算（第1号）の部分でございます。

高鍋町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策支援金の対象要件といたしまして、当初、売上げ減少が50%という事業者を対象としてきたところでございます。これにつきましては、当初の支援では影響の大きい宿泊業及び飲食・サービス業を中心にいち早く支援をお届けすることを重要視しまして、可能な限り早い段階での支援金給付を目指したところであり、国等の給付金の制度とも勘案しながら、あと町内の関連団体の皆様とのヒアリングなどを経て売上げ減少幅を決定させていただいたものでございます。

また、その後、影響の長期化を踏まえまして、そこに対応するために対象要件等の再検討を行い、追加支援策として売上げ減少の対象期間延長及び減少率の拡大を図ることで対象となる事業者を拡充してきたところでございます。

続きまして、議案第49号の関連でございます。一般会計補正予算（第3号）でございます。

プレミアム付き商品券の発行につきましては、高鍋商工会議所を中心に関係団体で構成する実行委員会のほうが設置されたところでございます。委員会での検討により、今回は1セット7,000円での発行となる予定でございます。

商品券の内容といたしましては、全ての登録店で利用できる商品券、中小の小売店舗と飲食店等で利用できる商品券と、飲食店等専用の商品券の3種類を1組といたしまして、合計で9,500円分の利用できる商品券となります。

現在、実行委員会のほうで登録店の募集をされておまして、商品券利用店舗につきましては特に制限は設けられず、町内の事業所であれば応募・登録のほうは可能というところでございます。

また、持続可能の国の支援についてでございますけれども、今回のプレミアム付き商品券発行に関する県の補助につきましては、県の単独の補助金でございます。

以上でございます。

○議長（青木 善明） 農業政策課長。

○農業政策課長（渡部 忠士君） 農業政策課長。議案第49号の農業政策課関連の御質疑についてお答えをさせていただきます。

御質疑、農業者や他の事業者についての支援策はどうするのかというお尋ねでございます。

農業者の皆様に対する支援策についてでございますが、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大によります影響については、牛肉、マンゴーといった生産農家はその影響を受け

ているというところでございます。

本町といたしましては、回復フェーズにおける支援を行うということといたしまして、去る5月22日に国の補助事業によります学校給食への和牛肉の食材提供を実施いたしまして、消費促進につながる取り組みを実施したところでございます。

また、牛肉、マンゴーを中心とした農畜産物の販売促進の取り組みにつきましては、現在、JAや関係する団体と協議を行っているところでございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 先ほど財政経営課のほうで答弁していただいたんですが、ふるさとづくり基金というのは残りがちょっと少ないような気がするんですけども、これは子ども医療費助成もやっていたんじゃないかなかったですか。だから、その関係とかやはりかなり影響が出てくるんじゃないかなとちょっと私、気になったところなんですけども、きちんと計算はされていると思うんですよね。きちんと計算をされていると思うんですけども、やはり本来そういった今までしてきた支援、これに対して影響があるのかなのか、そこだけをお伺いしたいと思います。

また、先ほど、ひとり親家庭への支援策について答弁がありました。18歳に達するまでということであったんですけども、実は大学生を抱えている世帯への支援策はないのかということのお声がたくさん寄せられたんです。だから、ひとり親家庭が270名ということで、この5万円が支給されることを聞きつけられた保護者の方から、できれば大学生が一番外に出ていて必要なお金が要るんですと、ひとり親で大変な思いをしておりますということで意見が随分来ているんです。

だから、そういうことを例えば新富町辺りでは、大学生へ——昨日、日高議員の一般質問でもあったんですけども、マンゴーとかメロンとかの高級な果物とか牛肉とかを送ったということも話題にあったんですけども、できれば現金などを支給していくことのほうが私は、よりよい支援策になるのではないかと。だから、そう判断されたから18歳に達するまでのひとり親について、これは町単独事業とおっしゃいましたよね、そのことについては。

だから、十分配慮されているものだと思っておりますが、その18歳の年齢をもう少し引上げができないかどうか、検討されてきたのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（青木 善明） 財政経営課長。

○財政経営課長（徳永 恵子君） 財政経営課長。ふるさとづくり基金投入による今後の事業への影響についてでございますが、今後、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付をされる予定でもございます。交付があった後に財源振替を行うことなど、ほかの事業への影響がないように執行に努めていきたいと考えております。

○議長（青木 善明） 福祉課長。

○福祉課長（中里 祐二君） 福祉課長。今回のひとり親家庭への支援については、児童扶養手当の受給資格者に対して給付を行うというものでございまして、その関係上、18歳

ということでございます。現状としては、大学生の方については考えていないというところでございます。

なお、大学生につきましては、困窮されている方等につきましては今、国のほうで学生支援緊急給付金という制度が上限20万円という支給が開始をされております。

また、4月からは返済の必要のない奨学金制度もスタートしております、その返済のない奨学金につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の影響によるものという要件が付け加えられておりますので、そちらのほうも御活用いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 確かに今、福祉課長の答えられたとおりでとは思いますが。しかし、ひとり親家庭でやっぱり一番お金が必要だと、そして国が大学生に支給するものの要件というのは、私も文書でいただいて見せていただきました。かなり要件が厳しくて、それに匹敵するような方がなかなかおられないという状況がある。でもアルバイトがなくなった、何がなくなったということで非常に厳しい状況を踏まえている。

そして、私が先ほども申し上げましたけれども、ほかの自治体では高級なメロンとか牛肉とか、そういうものを配って、そこに対する感謝のお礼の言葉というのは、今まで余りふるさとに対しての関心がなかったけれども、これで自分もやっぱり帰ってきて何か新富町のために役に立つような人間になっていきたいとか、そういうお礼の言葉が返ってきているみたいなんだそうです。それを考えたときに、やはり私たちは都会に出て本当に今度のコロナで大変な思いをしてきた大学生だからこそ、じゃあ今度は自分がふるさとに帰って何かできることがあるんじゃないかというふうにして帰ってきていただける状況も、ひよっとしたら出てくるんじゃないかなというふうに思ったんです。

だから、ふるさとがこういうふうにしてくれた、また高鍋高校では鳴海の支援策として、その返さなくてよいという支援策もやっぴらっしゃるようなんです。だから、それについても財政がきちんと逼迫しないようにということで、いろんな方々に寄附のお願いをされているようなんですが、そのことも踏まえて私は高鍋町で生まれて育って大学に行っぴらっしゃる子どもさん、特にひとり親家庭の子どもさんに対して、もう少し私たちは何らかの支援ができないものかと思っておりますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 先ほど福祉課長も申し上げましたが、国の制度で大学生の救済、それからまた大学も独自に救済する制度を大学の中に設けるといのが今後出てきております。町のコロナ救済については、国・県の救済が始まるまでの緊急な措置ということがございました。

それから、農産物を大学生に送るといのを近隣の町でやられたところがございますが、要望があった家庭に送るといことでございました。高鍋町で考えますと、メロン、マン

ゴーの農家も少なく、農産品の支援という形にも余りならないと思ったんですが、やりませんかというお声がけあったのは農協からやられませんかという御依頼がございましたけれども、さまざまなほかの御支援、高鍋町の農業との関係等を見てほかの支援等も勘案した結果、そこは見送らせていただき、ほかの支援があるという判断をしたところでございました。

○議長（青木 善明） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで質疑を終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第47号専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）〕について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 議案第47号専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）〕に反対の立場で討論を行います。

その理由は、せっかく予算を出しても使えない予算であれば、町の意向は誠意のないものとなります。

私は最初から、申請者へは全て支援すべきであるとの要望をしてきました。実現はしませんでした。それでも高鍋町が支援をするんだという思いは伝わったのかもしれませんが、できれば申請書のみでの支援であってほしかったと思い、反対といたします。

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立多数と認めます。したがって、議案第47号専決処分の承認を求めることについて（専決第9号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）〕は承認することに決定いたしました。

次に、議案第48号専決処分の承認を求めることについて（専決第12号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）〕について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認すること

に賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第48号専決処分の承認を求めることについて（専決第12号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）〕は承認することに決定いたしました。

次に、議案第49号専決処分の承認を求めることについて（専決第17号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。議案第49号専決処分の承認を求めることについて（専決第17号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕について、賛成の立場で討論を行います。

コロナ関係でいろんな行事ができなくなったことは大変寂しい思いもしますが、今は安全・安心をどう確保できるかによって決定されたものと思います。大変な状況下でありながらも、執行部は飲食業の皆さんと力を合わせ、テイクアウト、クーポン等の発行により少しでも痛みを減らそうとの頑張りが見えます。

また、商業者への支援策として打ち出されるプレミアム付き商品券については、ある自治体では消費者に支援していただくということもあるようです。

いろんな支援をする場合、一方だけの支援ではなく、農業者、ひとり親支援も大学生を抱えている家庭などへの支援も、これから考えていただくことを要望して、賛成といたします。

○議長（青木 善明） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木 善明） これで討論を終わります。

これから、議案第49号を起立によって採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木 善明） 起立全員と認めます。したがって、議案第49号専決処分の承認を求めることについて（専決第17号）〔令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）〕は承認することに決定いたしました。

○議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時23分散会